# VI 法違反等への対応

# 1 指導及び助言

# (1) 概要

厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、募集主、募集受託者及び求人者に対し、その業務の適正な運営を確保するために必要な指導及び助言をすることができる(法第48条の2)。

# (2)権限の委任

指導及び助言に関する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長が行うものとする。 ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

# 2 報告

# (1) 概要

行政庁は、この法律を施行するために必要な限度において、命令で定めるところにより、募集主、募集受託者又は求人者に対し、必要な事項を報告させることができる(法第 50 条第 1 項)。

# (2) 意義

- イ 当該報告は、違法行為の行われているおそれのあるとき等必要がある場合について個別的 に必要な事項を報告させるものである。
- ロ 「必要な事項」とは、労働者募集に関する事項及び労働者の就職に関する事項であり、具体的には、例えば、個々の労働者の就業条件、就業期間における具体的就業の状況等である。

# (3)報告の徴収手続

必要な事項を報告させるときは、当該報告すべき事項及び理由を書面により通知するものとする(則第33条)。

#### (4)権限の委任

報告に関する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長が行うものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

# (5) 違反の場合の効果

この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、法第66条第7号に該当し30万円以下の罰金に処せられる場合がある。

# 3 立入検査

## (1) 立入検査の実施

#### イ 概要

行政庁は、この法律を施行するために必要な限度において、所属の職員に、募集主、募集受 託者又は求人者の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他 の物件を検査させることができる(法第50条第2項)。

# 口 意義

(イ) 当該立入検査は、違法行為の申告があり、許可の取消し、事業停止等の行政処分をする に当たって、その是非を判断する上で必要な場合等、2の報告のみでは労働者募集の内容 や労働者の就職状況を十分に把握できないような場合に、限定的に、必要最小限の範囲に おいて行われるものである。

立入検査の対象となるのも、当該立入検査の目的を達成するため必要な事業所及び帳簿、 書類その他の物件に限定されるものである。

- (ロ)「事業所その他の施設」とは、労働者募集を行う事業主、募集受託者又は求人者の事業 所その他の施設等に限られる。
- (二)「関係者」とは、労働者募集の状況や労働者の就職状況について質問するのに適当な者 をいうものであり、具体的には、募集に応じて労働者になろうとする者、募集主等である。
- (ホ)「帳簿、書類その他の物件」とは、労働者募集の運営に関する重要な書類が含まれるも

のである。

### (2) 証明書

- イ 立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を必ず携帯し、関係者に提示しなければならない(法第50条第3項)。
- ロ 立入検査のための証明書は、職業紹介事業等立入検査証(則様式第9号)による(則第33 条第2項)。

# (3) 立入検査の権限

#### イ 概要

当該立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない(法第50条第4項)。

# 口 意義

職業安定機関は司法警察員の権限を有せず、当該立入検査の権限は行政による検査のために認められたものであり、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないものである。

### (4) 違反の場合の効果

この立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした場合は、法第66条第8号に該当し、30万円以下の罰金に処せられる場合がある。

# 4 罰則

# (1) 文書募集関係

- イ 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、労働者の募集を行った者又はこれらに従事した者は、1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金に処せられる(法第63条第2号)。
- ロ 法第 37 条の規定に基づき公共職業安定所長が付した制限に従わなかった者は6月以下の 懲役又は30万円以下の罰金に処せられる(法第65条第5号)。
- ハ 法第48条の3第1項の規定による改善命令に違反した者は、6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる(法第65条第7号)。
- ニ 虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を提示して労働者の募集を行った者又はこれらに従事 した者は6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる(法第65条第8号)。
- ホ 法第49条又は法第50条第1項による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金に処せられる(法第66条第7号)。
- へ 法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、30万円以下の罰金に処せられる(法第66条第8号)。
- ト 法第51条第1項の規定に違反して、秘密を漏らした者は、30万円以下の罰金に処せられる(法第66条第9号)。

#### (2) 直接募集関係

- イ 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、労働者の募集を行った者及びこれに従事した者は、1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金に処せられる(法第63条第1号)。
- ロ 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、労働者の募集を行った者又はこれらに従事した者は、1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金に処せられる(法第63条第2号)。
- ハ 法第 37 条の規定に基づき公共職業安定所長が付した制限に従わなかった者は 6 箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられる(法第 65 条第 5 号)。
- ニ 募集主又は募集従事者が、募集に応じた労働者から報酬を受けた場合は、6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。また、募集主が募集従事者に賃金、給料その他これに準ずるもの以外を与えた場合も同様である(法第65条第6号)。
- ホ 法第48条の3第1項の規定による改善命令に違反した者は、6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる(法第65条第7号)。
- へ 虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を提示して労働者の募集を行った者又はこれらに従事

- した者は6箇月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処せられる(法第65条第8号)。
- ト 法第 49 条又は法第 50 条第 1 項による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30 万円以下の罰金に処せられる(法第 66 条第 7 号)。
- チ 法第50条第2項の規定による立ち入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、30万円以下の罰金に処せられる(法第66条第8号)。
- リ 法第51条第1項の規定に違反して、秘密を漏らした者は、30万円以下の罰金に処せられる(法第66条第9号)。

# (3)委託募集関係

- イ 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、労働者の募集を行った者及びこれに従事した者は、1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金に処せられる(法第63条第1号)。
- ロ 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、労働者の募集を行った者又はこれらに従事した者は、1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金に処せられる(法第63条第2号)。
- ハ 許可を受けずに法第36条第1項の委託募集を行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる(法第64条第6号)。
- 二 法第 41 条に規定する許可の取消し又は労働者の募集の業務の停止若しくは廃止の命令に 違反して労働者の募集を行う者は、1年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる(法 第 64 条第 7 号)。
- ホ 認可を受けないで、又は認可を受けた額を超えて委託募集に従事する者に報酬を与えた者は、6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる(法第65条第4号)。
- へ 届出をせずに法第36条第3項の委託募集を行った者は、6月以下の懲役又は30万円以下 の罰金に処せられる(法第65条第4号)。
- ト 法第37条第2項の規定に基づき労働者募集を許可された者が、許可の際に示された指示に 従わなかった場合は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる(法第65条第5号)。
- チ 募集主又は募集従事者が募集に応じた労働者から報酬を受けた場合は6月以下の懲役又は 30万円以下の罰金に処せられる。また、募集主が募集従事者に認可を受けた報酬以外の報酬 を与えた場合も同様である(法第65条第6号)。
- リ 法第48条の3第1項の規定による改善命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円 以下の罰金に処せられる(法第65条第7号)。
- ヌ 虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を提示して労働者の募集を行った者、又はこれらに従事した者は6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる(法第65条第8号)。
- ル 労働条件が法令に違反する工場、事業場等のために、労働者募集を行った者又はこれに従事した者は、6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる(法第65号10号)。
- ヲ 法第49条又は法第50条第1項による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金に処せられる(法第66条第7号)。
- ワ 法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、30万円以下の罰金に処せられる(法第66条第8号)。
- カ 法第51条第1項の規定に違反して、秘密を漏らした者は、30万円以下の罰金に処せられる(法第66条第9号)。

# (4) 求人者関係

- イ 虚偽の条件を提示して、公共職業安定所又は職業紹介を行う者に求人の申込みを行った 者は、6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる(法第66条第9号)。
- ロ 法第50条第1項による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金に処せられる(法第66条第7号)。
- へ 法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、30万円以下の罰金に処せられる(法第66条第8号)。
- ト 法第51条第1項の規定に違反して、秘密を漏らした者は、30万円以下の罰金に処せられる(法第66条第9号)。

# 5 違法行為による行政処分等

### (1) 概要

労働者募集において法に違反する行為があった場合、募集主及び募集受託者は、許可の取消し(法第41条)、業務停止命令(法第41条第1項及び第2項)、業務廃止命令(法第41条第2項)及び改善命令(法第48条の3第1項)の行政処分の対象となる。この場合、許可の取消し及び業務廃止命令の行政処分を行うときは聴聞を行い、業務停止命令及び改善命令の行政処分を行うときは弁明の機会を付与しなければならない。

また、求人者については、勧告(法48条の3第2項)及び公表(法第48条の3第3項)の対象となる。

# (2) 許可の取消し

### イ 概要

厚生労働大臣は、許可を受けて委託募集を行う者が、法若しくは労働者派遣法(第3章第4節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、その許可を取り消すことができる(法第41条第1項)。

#### ロー意義

許可の取消しは、当該委託募集を行わせることが適当でない場合に行うものである。

### (3)業務停止命令

#### イ 概要

厚生労働大臣は、許可を受けて若しくは届出をして委託募集を行う者が、法若しくは労働者派遣法(第3章第4節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる(法第41条第1項及び第2項)。

#### 口 意義

- (イ)業務停止命令は、当該委託募集を行わせることが適当でないとまではいえないような場合について、業務停止期間中に業務運営方法の改善を図るため、また、一定の懲戒的な意味において行うものである。
- (ロ)業務停止命令の要件は、(2)の許可の取消しの要件と同一であるが、この場合に、許可の取消しを行うか、業務停止命令を行うかは、違法性の程度等によって判断する。

### (4)業務廃止命令

## イ 概要

厚生労働大臣は、届出をして委託募集を行う者が、法若しくは労働者派遣法(第3章第4節を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、業務の廃止を命ずることができる(法第41条第2項)。

# 口 意義

業務廃止命令は、当該委託募集を行わせることが適当でない場合に行うものである。

#### (5) 改善命令

#### イ 概要

厚生労働大臣は、募集主又は募集受託者が、その業務に関し法又はこれに基づく命令の規定に違反した場合において、業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、これらの者に対し、当該業務の運営を確保するために必要な措置を講ずべき事を命ずることができる(法第48条の3)。

#### 口 意義

改善命令は、違法行為そのものの是正を図るのではなく、法違反をおこすような労働者募集(委託募集のみならず、文書募集及び直接募集を含むものである。)の運営方法そのものの改善を行わせるものである。

# ハ 権限の委任

改善命令に関する権限は、当該募集主又は募集受託者に係る事業所の所在地を管轄する都 道府県労働局長が行うものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げ ない。

# (6)勧告

# イ 概要

厚生労働大臣は、求人者が法第5条の3第2項若しくは第3項の規定に違反しているとき、 又はこれらの規定に違反して指導助言を受けたにもかかわらず、なお違法行為を行うおそれ があると認めるときは、当該求人者に対し、違法行為を是正するために必要な措置又はその 違反を防止するために必要な措置を執るべきことを勧告することができる。(法第48条の3 第2項)

## ロ 権限の委任

勧告に関する権限は、当該求人に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長が行う ものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

# (7) 公表

# イ 概要

厚生労働大臣は、募集主に対し改善命令をした場合又は求人者に対して勧告をした場合において、当該命令を受けた募集主又は勧告を受けた求人者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。(法第48条の3第3項)

# 口 意義

公表は、公表される制裁効果に加え、募集に応じて労働者になろうとする者に対する情報 提供・注意喚起及び他の募集主に対する違法行為の抑止といった効果を期待することができ る。

## ハ 権限の委任

公表に関する権限は、当該求人に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長が行う ものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。